

指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第17号

指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者等との連携等)</p> <p><b>第19条</b> 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（次項及び第48条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><b>第71条</b> 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指導員又は保育士</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる<u>指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</u></p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等との連携等)</p> <p><b>第19条</b> 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（次項、<u>第48条及び第71条</u>において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><b>第71条</b> 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有す</u></p>

ア・イ (略)

(2) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3・4 (略)

5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 (略)

(通所利用者負担額の受領)

第75条 (略)

ると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3・4 (略)

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 (略)

(通所利用者負担額の受領)

第75条 (略)

(情報の提供等)

第75条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しよう

とする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第76条において準用する第25条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(準用)

**第76条** 第11条から第21条まで、第23条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項」とあるのは「いう。第76条において準用する第36条第6号」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

**第77条** 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

**第76条** 第11条から第21条まで、第23条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項」とあるのは「いう。第76条において準用する第36条第6号」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

**第77条** 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

<p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p><b>第79条</b> 第6条、第11条から第21条まで、第24条第2項、第25条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、<u>第46条から第49条まで</u>、第50条第1項、第51条から第53条まで、第58条から第59条の2まで、<u>第70条及び第75条</u> (第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p>	<p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><b>第79条</b> 第6条、第11条から第21条まで、第24条第2項、第25条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、<u>第46条、第48条、第49条</u>、第50条第1項、第51条から第53条まで、第58条から第59条の2まで、<u>第70条、第75条</u> (第1項を除く。) <u>及び第75条の2</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号。以下「省令」という。)附則第2項に該当する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新規則」という。)第71条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 省令附則第3項に該当する基準該当放課後等デイサービス事業者については、新規則第77条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(児童福祉法施行細則の一部を改正する規則)

- 4 児童福祉法施行細則(昭和38年静岡県規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第3号の2付表4及び付表4の2中「指導員」を「児童指導員」に、「機能訓練担当職員」を「障害福祉サービス経験者」に、「嘱託医」を「機能訓練担当職員」に、「看護師」を「嘱託医」に、「児童指導員」を「看護師」に改め、同様式付表6中

児童発達支援 管理責任者		サービス 管理責任者		保 育 士		児童指導員		指導員		訪問支援員		機 能 訓 練 担 当 職 員	
専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
※		※		※		※		※		※		※	
※		※		※		※		※		※		※	
※		※		※		※		※		※		※	

を

児童発達支援 管理責任者		サービス 管理責任者		保 育 士		児童指導員		指導員		障 害 福 祉 サ ー ビ ス 経 験 者		訪問支援員		機 能 訓 練 担 当 職 員	
専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
※		※		※		※		※		※		※		※	
※		※		※		※		※		※		※		※	
※		※		※		※		※		※		※		※	

に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の児童福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、前項の規定による改正後の児童福祉法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

6 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則)

7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年静岡県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第1号付表11中

地 域 移 行 支 援 員		保 育 士		児童指導員		言語聴覚士		栄養士		調理員		そ の 他 の 従 業 者	
専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
※		※		※		※		※		※		※	
※		※		※		※		※		※		※	
※		※		※		※		※		※		※	

を

